



平成24年7月13日（金）
国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所

記者発表資料

『災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定』の締結希望者を公募します

甲府河川国道事務所では災害時における早期情報収集及び応急対策業務に協力して頂ける業者の公募を行います。

現在、甲府河川国道事務所では地震・大雨等により当事務所が管理する道路施設等に災害が発生した場合に、被災施設の早期復旧及び被害の拡大防止を図るため、山梨県内の業者（19社）と「災害時における道路災害応急対策業務に関する協定」を締結し、災害に備えております。

このたび、本協定の有効期限が平成24年8月31日までであることから、新たな協定締結に当たって、当事務所の災害応急対策業務に協力する意欲を持ち、技術力のある業者を公募したうえで協定を締結し、災害の発生に備えて行きたいと考えております。

なお、本協定の締結者には甲府河川国道事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注において「地域貢献」の項目で加算します。

発表記者クラブ

山梨県政記者クラブ、神奈川建設記者会、竹芝記者クラブ

◇◇問合せ先◇◇

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所

副所長	乙守 和人（おつもり かずと）	TEL 055-252-5491
道路管理第二課長	篠遠 富恵（しのとお とみえ）	TEL 055-252-8898

【協定の目的】

この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、甲府河川国道事務所が管理または工事中の道路施設等において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策に関し必要な事項を定め、協定者が相互に協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

【協定名】

「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」

【協定の内容】

- ・ 業務の内容に関すること。
- ・ 協力要請の方法に関すること。
- ・ 業務を実施した場合の請負契約の方法に関すること。

【協定締結区間】

甲府河川国道事務所が管理する国道20号、52号、138号、139号を19区間に分割。

【協定の期間】

- ・ 平成24年9月1日から3年。

【応募の条件】

- ・ 関東地方整備局の入札参加資格業者であること。
- ・ 災害応急対策業務を行う技術力を持つこと。
- ・ 甲府河川国道事務所の管理する路線の近傍市町村に建設業法に基づく本店を有すること。
- ・ 関東地方整備局管内で道路工事の施工実績を有すること
(※応募条件の詳細については、公示文等を参照)

【スケジュール】

- ・ 公募の開始:平成24年7月13日(金)
- ・ 公募の締切:平成24年7月26日(木)
- ・ 協定の締結:平成24年8月下旬

【その他】

公募要請及び協定書については、7月13日(金)より甲府河川国道事務所のHP(<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>)に 記載するとともに事務所内に掲示します。

- ・ 公示文
- ・ 技術資料作成要領
- ・ 様式